

令和5年度第1回古賀市障がい者施策推進協議会 会議録

日 時：令和5年11月20日（月）19：00～20：30

場 所：サンコスモ古賀203・204研修室

参加者：委 員：占部委員、川島委員、児玉委員、末村委員、夏目委員、松崎委員、
松本委員、水上委員、山本委員、山下悦子委員、山下実夫委員
（欠席：大塚委員、藤井委員、三島委員、三苫委員）

傍聴人：0名

事務局：宮上部長、澤木課長、渡邊係長、野田、中橋、松尾

1. 委嘱書交付

代表で保健福祉部長より占部委員に委嘱書を交付。

その他の委員は机上に事前配布。

《開会宣言》

15名中、4名が欠席。出席が11名となり、過半数を超えているため、本協議会成立。

2. 古賀市保健福祉部長あいさつ

お忙しい中、本協議会の委員のお引き受けいただき、お礼申し上げます。また、協議会の開催が遅れお詫び申し上げます。

本日は、令和3年度から令和8年度までの第4期古賀市障がい者基本計画、令和3年度から令和5年度までの第6期古賀市障がい福祉計画、第2期古賀市障がい児福祉計画の進捗状況について、委員の皆様からご意見をいただくとともに令和6年度からの第7期古賀市障がい福祉計画、第3期古賀市障がい児福祉計画についても、忌憚のないご意見をいただき、次期計画に繋げてまいりたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

3. 自己紹介

《委員、事務局 自己紹介》

4. 古賀市障がい者施策推進協議会について

別紙1に沿って、「古賀市障がい者施策推進協議会」「古賀市障がい者基本計画」「古賀市障がい福祉計画」「古賀市障がい児福祉計画」「古賀市障がい者差別解消支援地域協議会」について事務局より説明。

5. 会長・副会長の選出

立候補なし。事務局の推薦で会長は児玉委員に、副会長は水上委員に決定。

6. 諮問

宮上保健福祉部長より諮問書を読み上げ、会長に交付。

7. 「第4期古賀市障がい者基本計画（障がい者福祉プラン・こが）」の進捗状況について

資料1に沿って、事務局より概要説明。

委員：進捗状況について、評価の低い取り組みがいくつかある。例えば基本方針1「まちづくり出前講座の充実」の評価が『1』になっている。申し込みがなかったということだが、例年申し込みがないような状況なのか。

事務局：まちづくり出前講座については、コロナ禍ということもあり出向くことができなかった。それまでは特別支援学校での保護者向けや、古賀市こども発達ルームでの次年度小学校に進級する保護者向けの出前講座を行っていた。実際、今年度は2件ほど予定が入っているため、来年度の評価は変わってくるかと思う。

委員：出前講座は対面以外、例えばオンラインでも可能か。

事務局：内容によっては可能であるかと思うが、運営方法についてはまちづくり出前講座の担当課に確認後回答したい。

委員：参加しやすいいろいろなツールの活用があればよいかと思う。また、基本方針1「虐待防止のための啓発・研修の実施」についても評価が低いけど虐待案件があまりないということか。

事務局：案件がないということではなく、記載されているように令和4年度において啓発ができなかった。また、市内の事業所等に向けた研修も実施できなかったことの反省も含めて『1』という評価になった。

委員：基本方針3「障がい者優先調達促進法の趣旨を踏まえた優先調達の促進」で、令和4年度の実績が4,100万円で金額が大きいと思うが、どのようなことが行われているか。

事務局：こちらについては、「広報こが」などの印刷を社会福祉法人に委託しており、その金額が主となる。他には市内の公園清掃や、市の行事の際の啓発品として『さをり織』の物品購入費となるが、やはり広報の印刷が他市町村よりも数値がよくなっているのが原因かと思う。

委員：基本方針2「こども発達ルーム」についてだが、対象年齢が幼稚園等であれば、年少、年中、年長という理解でいいのか。

事務局：0歳から2歳の子どもについては対象ではないのかということか。

委員：令和5年度に年長児に対して療育がなくなったと聞いたので、確認がしたい。

事務局：子育て支援課の業務となるため、確認後回答したい。

委員：では、こども発達ルームのその方針は、何の影響からなのか合わせて聞いてほしい。福津市では年長児も利用しているということなので、古賀市で年長児が受けられなくなった理由を教えてほしい。

委員：評価については、どこが評価したのか。

事務局：担当課で評価をしている。

委員：担当課で評価をするということでのいいのか。今までずっとそのように行っているのか。

事務局：評価については、例年担当課が行っている

委員：基本方針1「虐待の防止のための啓発・研修の実施」について、低評価となっているが。

事務局：先程も委員の質問にあったが、新たな啓発等の実施ができなかったと評価をした。これまでも啓発を行っていたが、令和4年度に改めて広報等で虐待についての啓発ができなかったというところと、研修が実施できていなかったため、『1』という評価をした。全く

啓発を行っていないということではなく、新たな啓発の実施ができなかったという評価をしている。

委員：啓発はどういったことをしているのか。

事務局：広報での虐待防止センターの案内や、ホームページでは養護者、事業者、支援者の虐待について啓発している。今年度も改めて啓発していこうと考えているが、令和4年度については新たな啓発ができていなかったと考える。

委員：次の年度で取り込むということか。

事務局：自分たちで評価してできなかったところを実施するようにしている。次年度の活動の取り組みの目安になっているかと思う。

委員：民生委員の副ブロック長をしているが、地域でも結構虐待が多い。その中でこの「1」という評価については、私としてはできるだけ虐待を重点的にやってもらいたい。これ以外にも例えば隣家の騒音など民生委員に相談がストレートにくる。動画配信者が夜中に映像を作っていて大きな音を出していた。それによって隣家の方が私に相談に来られた。結果的に古賀市では対策を取られず、本人が相談しても古賀市からは所有してる不動産から言ってもらえないと言われた。無料法律相談にも同じことを言われ、結果的にその方は6、7年住んだ家を引っ越しされた。これは虐待とは離れるかもしれないが困っている住民はいる。ここを強力にやっていただきたいと考える。私はこの協議会に初めて参加するが、ここが一番目につき、民生委員として非常に感じているところなのでよろしくお願いたい。

事務局：啓発・研修について『1』という評価を付けているが、虐待に関する相談支援に関しては『4』と評価している。今後も引き続き取り組みをしたい。

委員：古賀市障がい者差別解消策地域協議会について、この会議で初めてご案内された。施策推進委員と兼ねるとのことだが何か新しい動きがあるということか。障がい福祉計画とは違っていて申し訳ないが。

事務局：古賀市障がい者差別解消策地域協議会については以前からもこの会議の場で触れている。ただ実際にこの協議会が開催された実績はない。一般の方に対する事案は対象となっておらず、例えば事業者や行政機関で差別的な事象が起きたり、合理的な配慮が欠けるような

対応があった場合においてその対応について検討をしたり、事案に対する解決に向けた取り組みについて協議いただく場になっている。

委員：今、社会全体がいろいろ変わってきていて、事象が上がってこないことは非常に良い事だが、もしかしたら企業が隠しているかもしれないので、相談しやすい仕組みができればいい。

事務局：委員の皆さんがそういった相談や何か耳にされることがあれば、相談機関のご案内や事務局に相談いただきたい。一般の相談窓口で解決できるような内容であれば繋いでいただき、そういう事例を持ち寄って、この協議会で検討していくというようなこともできるかと思う。

委員：基本方針1「成年後見制度などの権利擁護事業の利用支援」について、『支援できる家族等がなく各種手続きや財産管理等が困難になっている方については』とあるが、市長申立てで後見の事務手続きができたり、後見報酬などが難しい方については利用促進事業を利用できたりすると思うが、古賀市では現在はどうなっているのか。古賀市社会福祉協議会で法人後見をされていると思うが、今、何人が利用されているのか。認知症の高齢者が増えていて、知的障がいや精神障がい者で手帳を取る方も多くなっている。障がい児・者親の会でも親が高齢となっていて、親亡き後の子どもたちのことを心配している。そういう子たちに成年後見を利用したいと思ったときに、親が準備できていればよいが、大体の場合は親が亡くなった後に慌てて手続きしなければいけないときに、本人ではできない、ということがあつる。そういう利用促進事業について古賀市ではどのようなになっているのかお尋ねしたい。

事務局：市長申立ての成年後見と費用については古賀市でも規定されており、必要な方に対して支援できる仕組みとなっている。近年、事例はないが過去に市長申立てを行った例もあり、今後も必要に応じ実施できる。社会福祉協議会の法人後見の人数については、正確な人数を確認してご報告したい。

委員：基本方針2「災害への備えに関する啓発や訓練の実施」で、担当課は総務課となっているが、古賀市は市内一斉避難を実施しているのか。

委員：校区ごとでは自主防災組織で行われているが、市で一斉にやるということはない。

委員：計画には、「避難に支援が必要な障がいのある方が皆さん避難できる体制作りを進める」と掲げられているが、校区ごとであっても、例えば支援が必要な方、その地域にグループホームがあつたり通所の事業所があつたりする場合、その方々も一緒に避難訓練をしているのか。

委員：民生委員でも調査で年1回要支援者の調査をしていて、個人の情報を区長に渡している。それをうまく自主防災組織で利用すればうまくいくと思うが、それは非常に難しい。民生委員として組長会に4月か5月に出て、組長にこういった要支援者がいるという説明をして、それについては区長にその書類を渡している案内している。組長が地域の要支援について詳しく知ってもらえば支援ができるが、今は難しいのが実態。

委員：例えば福津市は市内一斉防災の日があり、大体土曜日に実施される。その時は小学校なども平日を想定して行っているが、その地域にある事業所、福祉事業所も同じ時に合わせて行っている。特にグループホームなどは一軒家タイプが多いので、その地域の避難場所はどこかの確認なども含めて、一緒にやるようにしている。それは総務課だけではできなくて福祉課が関わらないとできない。福津市の場合は自立支援協議会の中で、障がい福祉事業所が防災に対する準備をどこまでしているか、昼間だったら通所の事業所の職員が支援できるのでいいが、土日や夜などは支援者が少なくなる、その中で地域での避難訓練をどうするかということについて話しあつた。そうすると、福祉事業所だけであるのは無理があつて地域の中で一緒にやらないと、反対にその地域の方もそこに施設があるのは知っていると、近所に障がいがある方がいるのは知ってるけど実際は関わつたことがない、というパターンがすごく多く、そこは課ごとではなく、行政も垣根を越えて一緒にやらないと進まないということがわかり、3年前から少しずつだが一緒に行くようになった。災害はいつ起こるか分からない。平日の昼間なら職員の人は責任を持って避難にあたると思うが、それ以外の時間帯に地域で起こつた時にどうするかとか、いろいろな想定が考えられるので、障がいのある方の支援を考えるのであれば、課を越えて一緒に取り組んでいかないといけないと思う。

8. 「第6期古賀市障がい福祉計画・第2期古賀市障がい児福祉計画」の実績について

実績値の伸びが大きくなっている福祉サービスについて、事務局より説明。

委員：「4. 障がい者通所支援事業の見込み量と実績」だが、医療型発達支援や居宅訪問型児童発達支援がここ2年は計画も実績も0件となっている。これはなぜか。

事務局：実際この近辺に事業所がないことと、実際に皆さんが児童発達支援に通所されており、窓口で2つのサービスについて希望されたり相談されたりするようなことはこの数年ではない。

委員：児童発達支援について年々増えているが、これはどういったことをされているのか。

事務局：運動療育、例えば体のバランスが取りづらいお子さんへの訓練をしたり、上手にコミュニケーションがとれないお子さんであれば言葉の療育をしたりするなど、そのお子さんに合わせて事業所が支援をしている。

委員：古賀市には何事業所あるか。

事務局：正確な数は記憶していないが、5、6事業所くらいかと思う。正確な数については改めて報告する。

委員：そこからの数字を集計しているということか。

事務局：実際、古賀市の事業所だけではなく、他市町に通所しているお子さんもいるため、この数字は古賀市民の方がサービスが使われた、支払いベースの実績になる。一人のお子さんが、複数の事業所に通所されている場合もある。

委員：先程、1人のお子さんが2ヶ所以上行っているとあったが、例えば放課後等デイサービスであれば令和4年度は2,469となっているが、これは1人の方が2ヶ所行ったら2とカウントされているのか。

事務局：この数字は古賀市の利用者が実際1か月に利用した日数の合計で、2,469人が利用したということではない。

9. 「第7期障がい福祉計画・第3期古賀市障がい児福祉計画」の策定について

国の指針や医療的ケア児のコーディネーターの配置について中心に、事務局より説明。

委員：就労継続支援事業所について、古賀市内の事業所は充足しているという考えだったかと思うが、今はどのように考えているのか。

事務局：計画見込み量と市内事業所の定員数を比較してその誤差、例えば市内事業所の定員が50人、見込みとして60人であれば、その差が10人なので事業所の開設を受け入れるといたった考え方を近年はしている。現状、就労継続支援A型に関しては充足していると考えている。就労継続支援B型に関しても充足しているかと考えているが、利用の伸び率が計画よりも大きくなってきているため、状況を見ながら市内の事業所に定員割れがないかを確認し、満員ということであれば開設について考える必要も出てくるかもしれない。現状では充足していると回答している。

委員：開設したい事業所が出てくれば、就労継続支援事業所に状況を聞いた上で判断しているということでもいいか。

事務局：年に一度のタイミングで確認はしているところだが、事業所によっては受け入れが可能と案内することもあるし、充足していると回答することもあるかと思う。

委員：4ページの障がい者手帳の所持者数とあるが、以前は「視覚障がい者は何人」と記載があった。今度の計画には記載されていないが、人数の増減はないのか。

事務局：各障がい種別については資料2に記載しているところだが、ご案内ができず申し訳ない。こちらで各障がい種別の人数を確認いただきたい。

委員：他にないようであれば現時点でこの素案で了解ということでもいいか。

《意見なし》

委員：それではこの素案で進めることし、審議事項について終了とする。

事務局：先程の古賀市内の障がい児の事業所数についてだが、児童発達支援は6事業所、放課後等デイサービス事業者数は9事業所であった。追加で報告する。

10. 今後のスケジュール

スケジュールについて事務局より説明。

委員：会議は定期的には開かれないのか。

事務局：基本的には年1回、今回でいえば「8. 第6期古賀市障がい福祉計画・第2期古賀市障がい児福祉計画の実績の報告」が主となる、今年のように計画の策定があるときには実施回数が多くなる。別紙1にあるように計画が切り替わる前の年には会議回数が増えることとなり、年間で何回と決まってははいない。

委員：初めて会議に参加したが、施策はほとんど決まっているということか。私たち委員は基本的にはどういう動きをすればよいのか。

事務局：市の取り組みに関して先程の実績報告の内容についてや、地域に困っている方がいるといったご意見をいただきたいし、今回、計画の素案について国の基づいたものに独自性を出すということは難しいが、「こういう風にした方がいいんじゃないか」という意見があれば出していただきたい。

委員：年1回程度でいいのか、もう少し参画したいと思っている。

事務局：何かあれば、会議の場でなくてもご意見いただきたい。

11. その他

事務局より、各委員の報償費及び次回会議についての案内。

委員：市役所でスマホ講座をされているが、視覚障がい者なので参加が難しい。福岡市のあいあいセンターの事業所利用の際にも行われているようだが、2年前に福祉課に相談したときは利用ができないと言われた。古賀市のお知らせがLINEで届くようになったが、視覚障がい者にとって普通の教え方では、私が年を取ってることもあるかもしれないけど、かなり難しい。他の障がい者の方で困っている方はいらっしゃるか。視覚障がいだけであれば、会から要望書を出そうかと思う。

事務局：視覚障がいの方の情報の取得というところに関しては、音声コードという音声ソフトがあり、それを古賀市も、一斉にということは難しいが、少しずつ取り組もうと考えているところ。まずは担当部署である福祉課で、今回の計画に音声ソフトを利用しながら、視覚障がいのある方、もしくは文字を読むことが年齢的に困難な方の対応を、十分ではないかもしれないが、少しずつ進めていきたいと考えている。

事務局：それでは改めて本日の会議を終了する。本日はありがとうございました。